

# 支援対象児童等見守り強化事業の 背景と概要

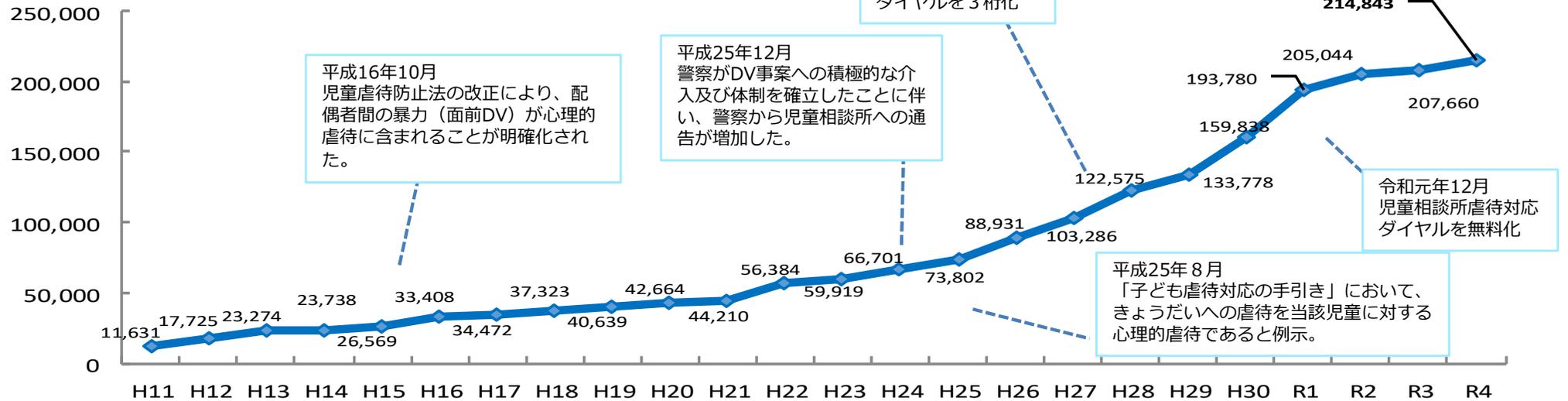
こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課 調整係長 福井 充

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和4年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、**214,843件（令和6年9月現在）** **平成11年度に比べて約18倍**
- 心理的虐待の割合が最も多く（59.6%）、次いで身体的虐待の割合が多い（23.0%）。
- 相談経路は、警察等（52.3%）近隣知人（10.3%）家族（8.3%）学校等（7.4%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

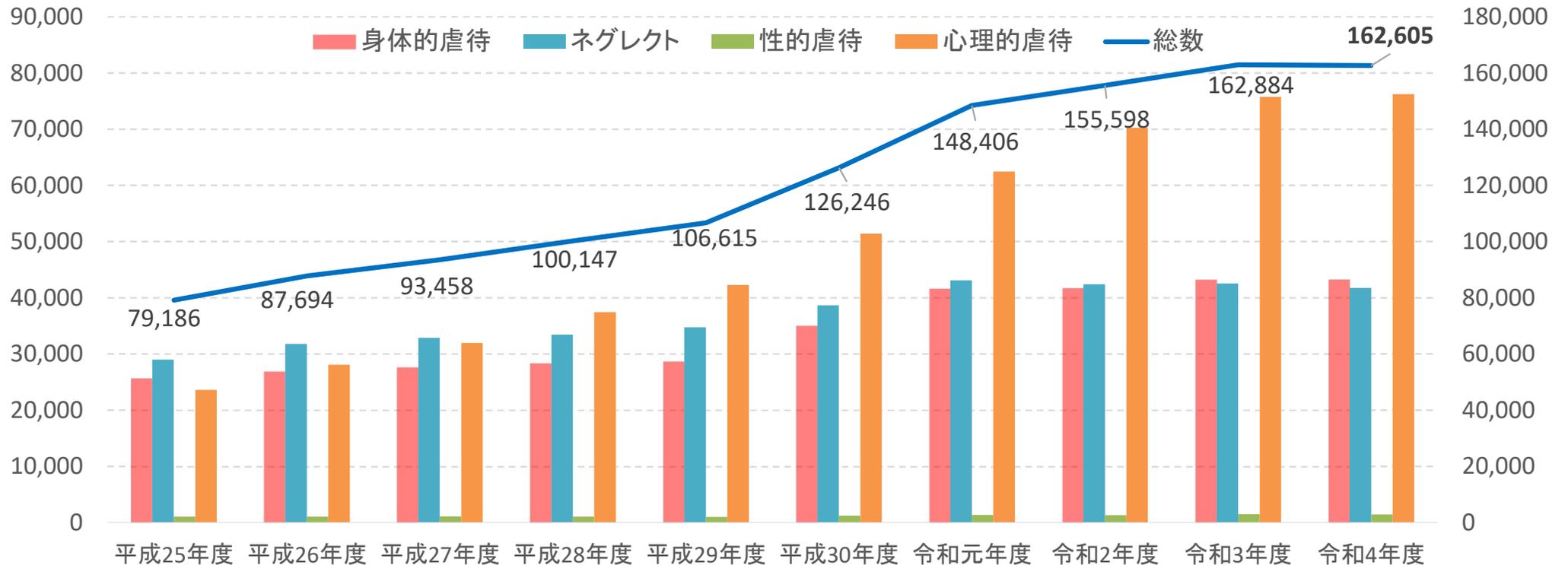
令和4年度 (令和6年9月現在)	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
	49,464(23.0%) (+223)	34,872(16.2%) (+3,424)	2,393(1.1%) (+146)	128,114(59.6%) (+3,390)	214,843(100.0%) (+7,183)

○ 虐待相談の相談経路

4年度 (令和6年9月現在)	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
	15,295 (7.1%) (+599)	2,545 (1.2%) (-104)	22,188 (10.3%) (-5,887)	2,716 (1.3%) (+187)	11,710 (5.5%) (+1,028)	150 (0.0%) (-45)	189 (0.1%) (-37)	3,926 (1.8%) (+318)	3,136 (1.5%) (+290)	112,311 (52.3%) (+9,207)	15,835 (7.4%) (+891)	24,842 (11.6%) (+752)	214,843 (100%) (+7,183)

# 市町村における虐待相談の内容別件数の推移

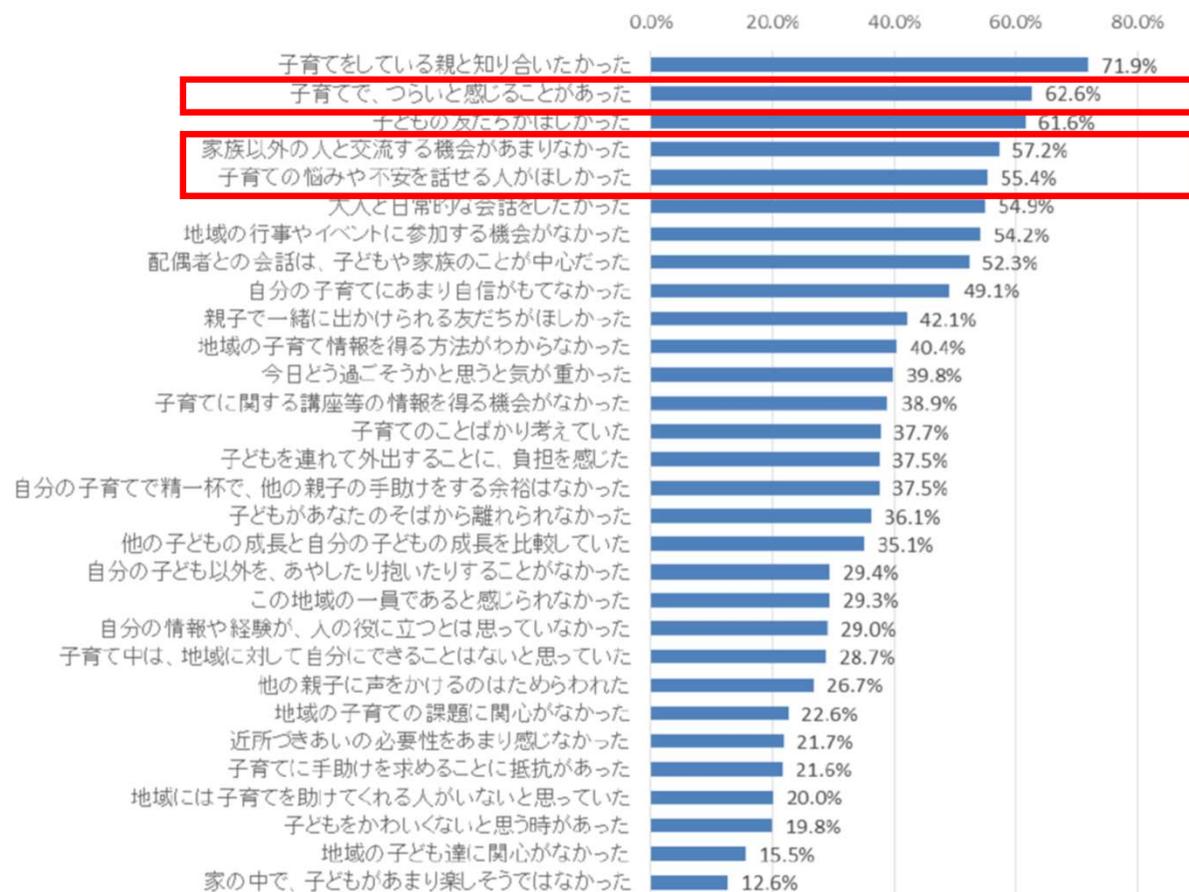
	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総数	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
平成25年度	25,665	(32.4%)	28,954	(36.6%)	1,013	(1.3%)	23,554	(29.7%)	79,186	(100.0%)
平成26年度	26,860	(30.6%)	31,740	(36.2%)	1,033	(1.2%)	28,061	(32.0%)	87,694	(100.0%)
平成27年度	27,603	(29.5%)	32,844	(35.1%)	1,077	(1.2%)	31,934	(34.2%)	93,458	(100.0%)
平成28年度	28,299	(28.3%)	33,418	(33.4%)	1,009	(1.0%)	37,421	(37.4%)	100,147	(100.0%)
平成29年度	28,655	(26.9%)	34,715	(32.6%)	978	(0.9%)	42,267	(39.6%)	106,615	(100.0%)
平成30年度	35,001	(27.7%)	38,644	(30.6%)	1,196	(0.9%)	51,405	(40.7%)	126,246	(100.0%)
令和元年度	41,593	(28.0%)	43,062	(29.0%)	1,307	(0.9%)	62,444	(42.1%)	148,406	(100.0%)
令和2年度	41,693	(26.8%)	42,366	(27.2%)	1,289	(0.8%)	70,250	(45.1%)	155,598	(100.0%)
令和3年度	43,194	(26.5%)	42,530	(26.1%)	1,430	(0.9%)	75,730	(46.5%)	162,884	(100.0%)
令和4年度	43,245	(26.6%)	41,742	(25.7%)	1,410	(0.9%)	76,208	(46.9%)	162,605	(100.0%)



## 子育て家庭の置かれている子育ての状況

- **地域子育て支援拠点**を利用している母親に対し、拠点を**利用する前の自身の子育ての状況**をたずねたところ、「子育てで、つらいと感じることがあった」（62.6%）、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」（57.2%）、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」（55.4%）、など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。

拠点を利用する前の自身の子育ての状況



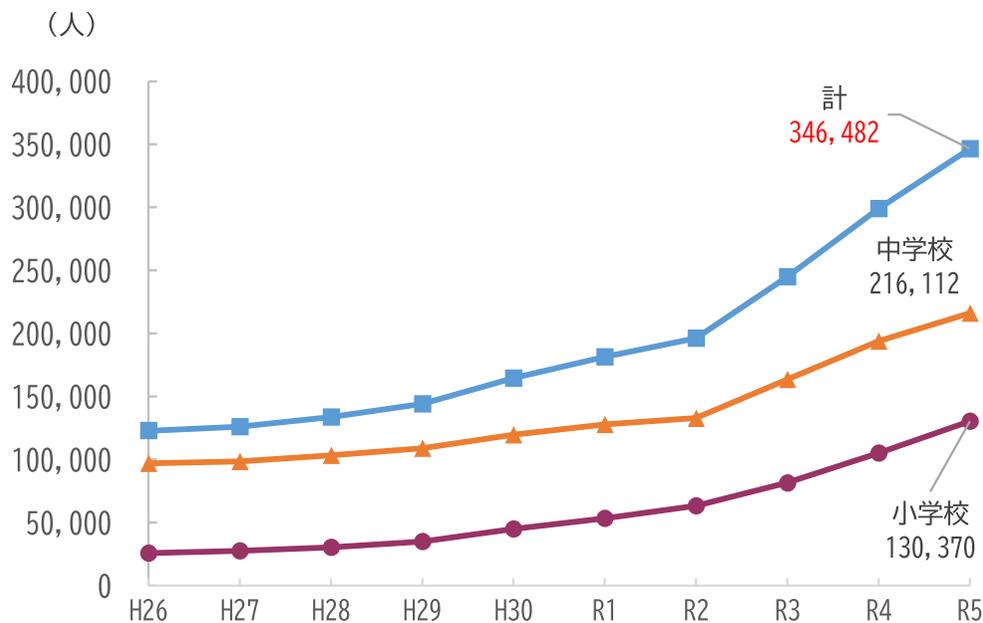
※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）

（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

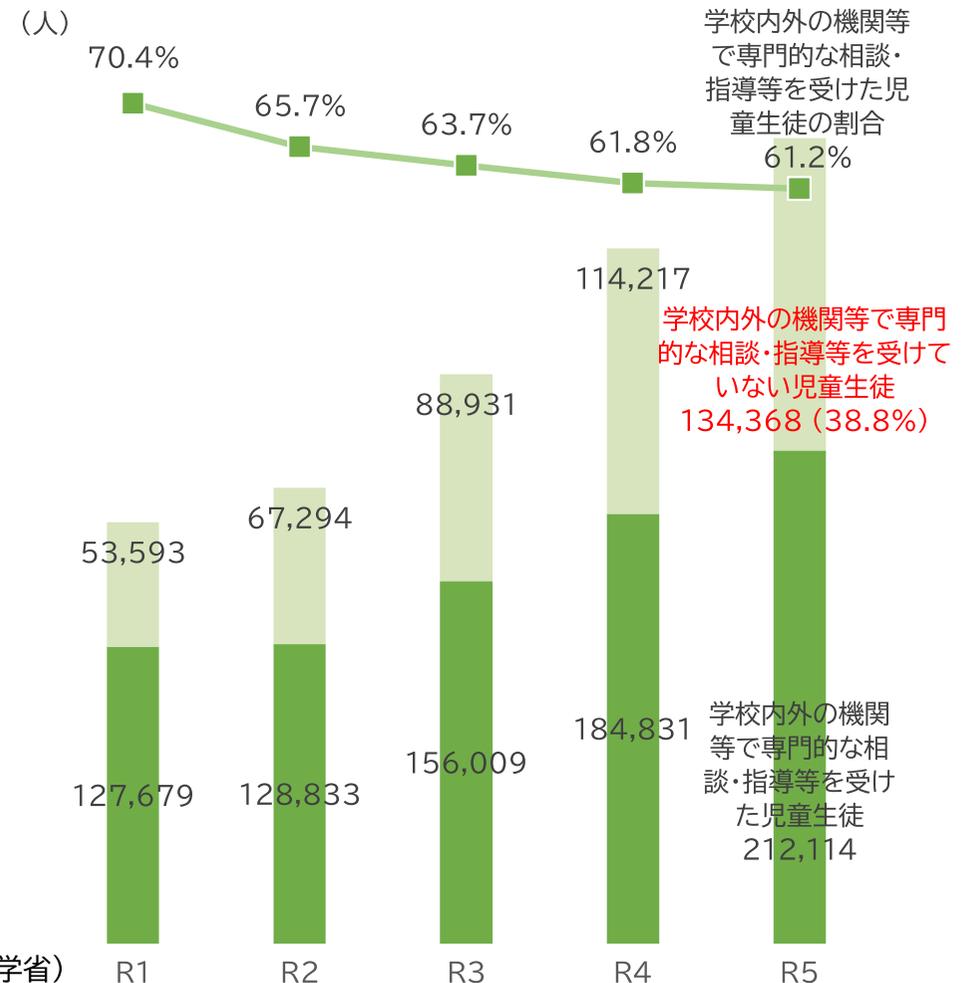
# 小・中学校における不登校の状況

- 小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(11年連続で増加し、過去最多)
- そのうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数は約13万4千人(38.8%)(過去最多)である。

小・中学校における不登校児童生徒数の推移



小・中学校における不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数・割合の推移



# 虐待にかかるリスク要因と主な施策

## リスク要因とその背景

「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の累積データ  
(第1次～第20次報告のデータ/心中以外の虐待死)をもとに整理

### <養育者側の要因/状況>

#### ○妊娠期・周産期の問題(①)

予期しない妊娠/計画していない妊娠...27.7% **妊婦健康診査未受診...27.3%**  
**妊娠届の未提出...20.4%** 若年(10代)妊娠...17.0%

#### ○生育歴(②～⑨)

両親間にDVがあった(実母)...21.3%※ (実父)...15.9%※  
非行歴 (実母)...28.8%※ (実父)...25.7%※  
中学卒 (実母)...31.2%※ (実父)...24.2%※  
虐待を受けた経験 (実母)...39.6%※ (実父)...24.2%※

#### ○養育者の心理的・精神的問題等(⑩、⑪)

(実母) **養育能力の低さ...27.8%** **育児不安...23.8%**  
精神障害...10.8% 衝動性、うつ状態...10.6%  
(実父) **養育能力の低さ...15.6%** 攻撃性...11.0%  
感情の起伏が激しい...10.2% 衝動性、怒りのコントロール不全...9.8%

#### ○家庭の経済状況(家計を支えている主たる者別)(⑫、⑬)

家計を支えている主たる者<実母> 市区町村民税非課税世帯...46.2%※  
家計を支えている主たる者<実父> 年収500万円以上...50.0%※

#### ○地域社会、親族との接触状況(⑭～⑰)

**家庭と地域社会との接触状況 ほとんどない...37.4%※**  
家庭と親族との接触状況 ほとんどない...15.3%※

### <こども側の要因/状況>

#### ○死亡時点のこどもの年齢(⑱)

0歳児...48.2% 3歳児以下...76.0%

#### ○こどもの疾患・障害等(⑲)

身体疾患...14.3% 障害、身体発育の問題...12.5%

#### ○こどもの情緒・行動上の問題(⑳)

あり...42.9%※  
内訳) 指示に従わない、かんしゃく...17.1%※  
ミルクの飲みムラ、激しい泣き、多動...14.3%※

### <その他>

#### ○加害の動機(㉑、㉒)

保護を怠ったことによる死亡...20.2%※ しつけのつもり...15.1%※  
こどもの存在の拒否・否定...12.8%※

※は有効割合として算出

## 主な施策

### <予期せぬ妊娠、若年妊娠等に対する支援>

#### ○「妊産婦等生活援助事業」

家庭生活に支障が生じた妊産婦が安心して生活できる居住の場を提供し、日常生活の支援や養育に関する相談・助言、関係機関との連絡

#### ○「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援」

経済的負担軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援に繋げるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成

### <妊娠期からの早期の支援が必要な家庭を着実に支援に繋ぐ>

#### ○「出産・子育て応援交付金」

妊娠届出時から妊婦・子育て家庭に寄り添い、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しをたてるための面談やその後のプッシュ型の情報発信・相談の随時受付等を行う伴走型相談支援と経済的支援

#### ○「こども家庭センター」の設置と「サポートプラン」の作成

全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの一体的相談機関として、支援を要する妊産婦等へのサポートプランを作成した上で、母子保健・児童福祉の支援の提供を一体的にマネジメント

#### ○「家庭支援事業」

(親子関係形成支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業)等

### <困窮する子育て家庭に対する支援>

#### ○「児童扶養手当」

#### ○「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」

等

### <こどもの障害や育てづらさに対する支援>

#### ○「障害児通所支援」

(児童発達支援、放課後等デイサービス 等)

# 見守り支援体制強化が必要な背景

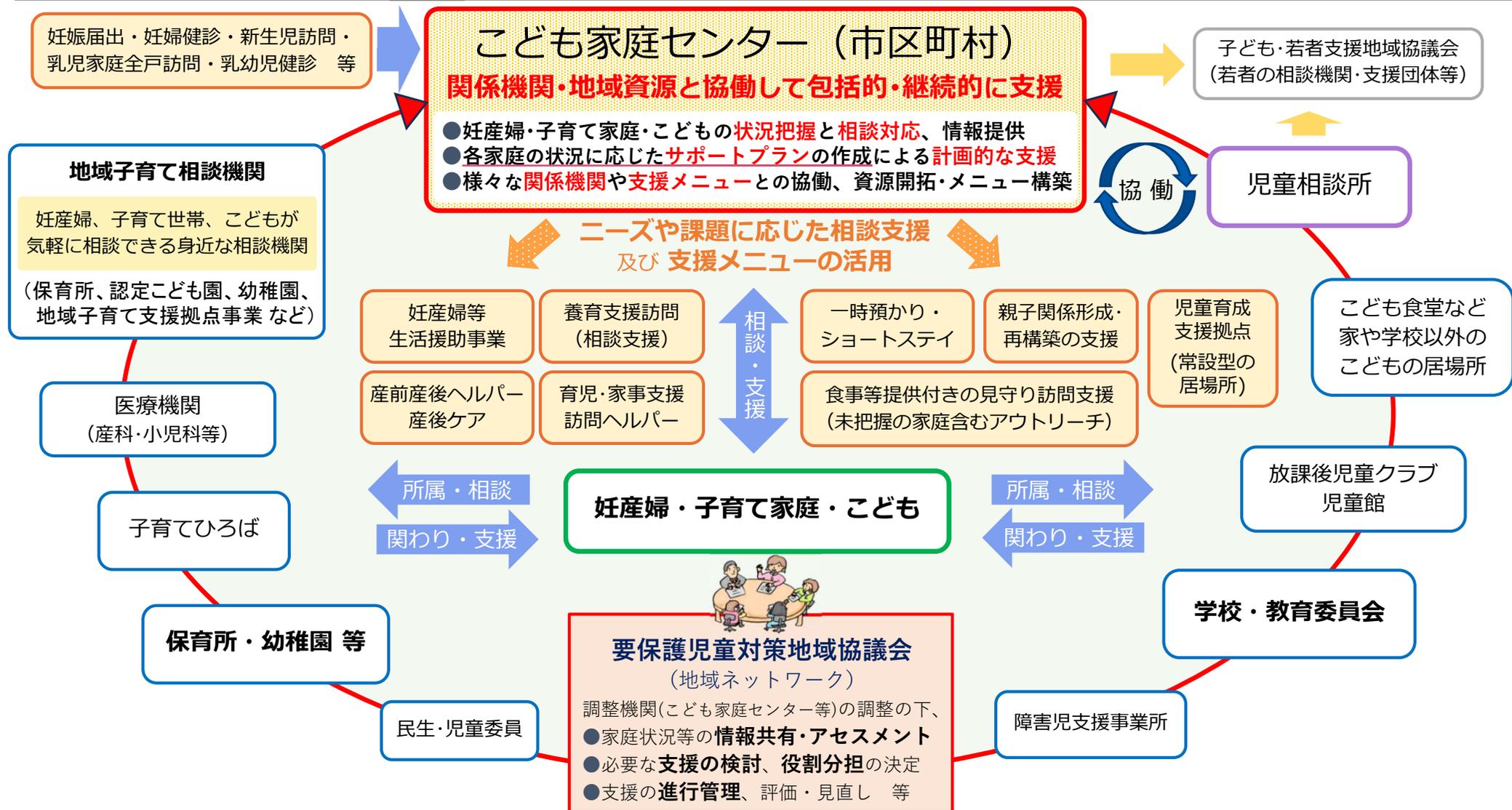
- 児童虐待相談対応件数は児童相談所・市区町村ともに増加傾向にあり、ニーズ・状況の把握や支援を必要とする家庭が顕在化
- 子育て家庭においては養育に不安・悩みがあるものの相談・共有できる場がない傾向がある
- 学齢期においては不登校児童生徒数が過去最多であり、不登校児童生徒の約4割は、学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けられていない状況にある
- 死亡事例事案においても、行政や地域社会とのつながりが希薄



支援を必要とする妊婦・こども・家族が孤立しているため  
官民連携による状況把握や支援的アプローチが欠かせない

# こども家庭センターを中核とした包括的・継続的な支援

- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早期から支援して子育てを支える**（身近な市町村の強み）
- 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて**早い段階で家庭の困難を把握・支援**する中核を担い、**地域全体で継続的に家庭を支える**体制を強化
- 設置率50.3%(R6.5.1) → **令和8年度までに全市区町村に整備**するため開設や運営の経費を補助



〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

## 事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ **都道府県**から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）

こどもの居宅等を訪問して以下の支援を実施



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

## 実施主体等

【実施主体】 ①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】 ①及び②：国2/3（市町村1/3）、③：国2/3（都道府県1/3）

【補助基準額】 ①：1か所当たり 8,259千円、②：1か所当たり 5,273千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

# 支援対象児童等見守り強化事業を実施している市区町村 (R6.10.1時点)

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名					
北海道	札幌市	埼玉県	三郷市	富山県	上市町	三重県	鈴鹿市	奈良県	宇陀市	佐賀県	伊万里市	大分県	日出町					
	登別市		白岡市		石川県		金沢市		名張市		平群町		吉野ヶ里町	九重町				
	恵庭市		宮代町		加賀市		東員町		斑鳩町		長崎県		佐世保市	玖珠町				
青森県	弘前市	千葉県	館山市	福井県	川北町	滋賀県	明和町	和歌山県	田辺市	宮崎県		大村市	宮崎県	都城市				
	八戸市		松戸市		宝達志水町		紀宝町		かつらぎ町		対馬市	延岡市						
	五所川原市		市原市		福井市		大津市		湯浅町		雲仙市	日南市						
	十和田市		南房総市		敦賀市		長浜市		鳥取市		長与町	小林市						
	三沢市		横芝光町		大野市		甲賀市		岡山市		波佐見町	日向市						
宮城県	仙台市	東京都	長南町	福井県	あわら市	京都府	野洲市	岡山県	倉敷市	熊本県	新上五島町	熊本県	えびの市					
	七ヶ浜町		品川区		越前市		京都市		笠岡市		宇城市		三股町					
	涌谷町		世田谷区		坂井市		宇治市		広島県		広島市		高原町					
秋田県	秋田市	杉並区	永平寺町	亀岡市	呉市	南関町	新富町											
	山形県	山形市	北区	高浜町	大阪府	大阪市	府中町	大分県	大分市	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市					
福島県		いわき市	板橋区	長野県		大町市	豊中市		山口県		下関市		別府市	山口県	錦江町	山口県	徳之島町	
	矢祭町	足立区	東御市	北相木村	高槻市	守口市	山口市	日田市		沖縄県	那覇市	沖縄県	うるま市					
茨城県	土浦市	八王子市	府中市	富士見町	兵庫県	八尾市	徳島県	徳島市	徳島県		徳島市		徳島県	観音寺市	徳島県	宇和島市	徳島県	観音寺市
	龍ヶ崎市	府中市	高森町	姫路市		愛媛県		高知市		高知市	津久見市	竹田市		北中城村				
	つくば市	町田市	岐阜県	岐阜市		高知県		高知市		佐川町	豊後高田市	杵築市		与那原町				
	つくばみらい市	日野市	岐阜県	岐阜市		兵庫県		姫路市		愛媛県	宇和島市	宇佐市		都道府県数		44		
栃木県	那須塩原市	清瀬市	静岡県	浜松市	尼崎市	高知県	高知市	高知市	豊後大野市	市区町村数	178							
	さくら市	神奈川県	川崎市	沼津市	明石市	福岡県	福岡市	福岡市	由布市									
	芳賀町	平塚市	愛知県	豊橋市	三田市		福岡県	福岡市	久留米市	国東市								
群馬県	前橋市	鎌倉市	愛知県	豊橋市	兵庫県	姫路市	徳島県	徳島市	徳島県	徳島市	徳島県	観音寺市	徳島県	宇和島市				
	太田市	逗子市		瀬戸市		東海市		奈良県		奈良市		奈良市		飯塚市				
埼玉県	本庄市	大和市	三重県	四日市市	三重県	四日市市	三重県	香芝市	三重県	香芝市	三重県	四日市市	三重県	桑名市				
	鴻巣市	新潟県		阿賀町		桑名市		葛城市		葛城市								

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

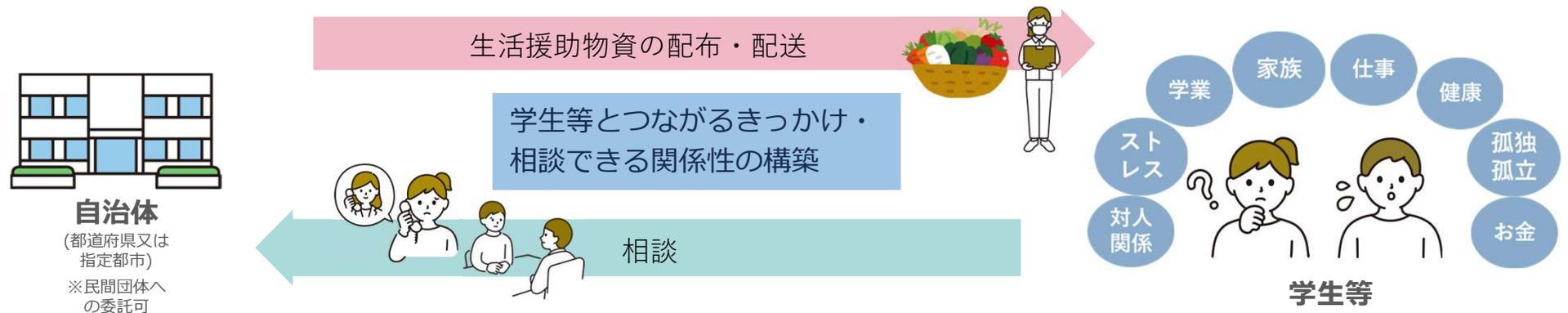
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

## 事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

### 【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



## 実施主体等

【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）

【補助率】国：1 / 2、都道府県、指定都市：1 / 2

【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円